富山県総合防除計画

令和６年３月

富山県農林水産部

目　　次

１　計画の趣旨　・・１

２　県における総合防除の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　計画期間・・３

４　総合防除を定める指定有害動植物（病害虫）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　指定有害動植物（病害虫）の種類ごとの総合防除の内容・・・・・・・・・・・・・・５
ア　いね・・・６
イ　むぎ・・１２
ウ　豆類・・１３
エ　野菜・・１５
オ　いも類・・・３５
カ　果樹・・３６
キ　花き・・４６

６　異常発生時の指定有害動植物（病害虫）防除の内容及び実施体制　・・・４９

７　平常時の指定有害動植物（病害虫）防除の内容及び実施体制・・・・・・・・５０

1　計画の趣旨

近年、人やモノの国境を超えた移動の増加等に伴い、有害動植物（※１）の侵入・まん延リスクが高まっていることや、化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では薬剤抵抗性が発達した有害動植物（病害虫）が発生し問題となるなど、化学農薬に依存しない発生予防を含めた防除の普及等を図っていくことが急務となっている。

このことから国では、有害動植物（病害虫）の発生状況などを踏まえ、有害動植物（病害虫）の発生を防ぎ、農業生産の安全を図ることを目的として、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号、以下「法律」という。)の一部を改正する法律を令和５年４月１日に施行したところである。

国は、法律に基づき、「指定有害動植物（※２）の総合防除（※３）を推進するための基本的な指針(農林水産省告示第 1862 号。以下「総合防除基本指針」という。)」を定め、都道府県は同指針に即して総合防除計画を定めることとされた。

本県においては、農業生産の安定と生産性の向上を図るとともに、安全な農産物を生産するため、病害虫発生予察情報等を活用し、化学農薬のみに依存せず、耕種的防除等を組合わせた総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の取組みを進めるなど、生物多様性や環境への負荷の軽減に配慮した農業を推進してきたところである。

本計画では、法第 22 条の３第１項の規定に基づき、作物ごと（水稲など 21 作物）の指定有害動植物（111 病害虫）について、総合防除の詳細（予防、判断、防除）を定め、総合防除を推進するために、「富山県総合防除計画」を策定するものである。

※１・有害動物、有害植物

法律第２条第２項及び３項において、「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するものとし、「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するものをいう。と規定。

※２・指定有害動植物

法律第 22 条第１項において「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と規定。

（以下、有害動植物を「病害虫」、有害動物を「害虫」、有害植物を「病害」と表記する。）

※３・総合防除

法律第 22 条第２項において、「有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。」と規定。

２　県における総合防除の基本方針

法律第 22 条の３第２項第１号に基づき、県における総合防除の実施に関する基本的な事項は以下のとおりとする。

農業生産の安定と生産性の向上を図るとともに、安全な農産物を生産するため、病害虫・雑草防除指針や発生予察情報に基づき、効果的で適切な総合防除を推進する。

また、富山県農業の持続的発展に向けて、富山県適正農業規範に基づく適正な農業生産活動の実践（とやまＧＡＰ）の取組みを積極的に推進するとともに、総合防除計画においても、引き続き、安全な農産物を生産するため、指定有害動植物（病害虫）の発生の予防に重きを置いた総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

なお、富山県農作物病害虫・雑草防除指針については、本計画の具体的な指定有害動植物（病害虫）・雑草防除に関する技術資料（各作物の有害動植物（病害虫）・雑草等について、防除方法や農薬試験等を反映した防除内容（農薬の種類、使用方法等）や農薬の適正使用を掲載したもの）として位置付けるものとする。

（１）病害虫の発生予察に基づく適切な防除の推進

農作物への有害動植物（病害虫）の被害を防止し、生産性向上を図るため、有害動植物（病害虫）の発生状況や作物の生育状況、気象等の調査に基づく有害動植物（病害虫）の発生予報結果から、防除要否を判断し、必要に応じて発生動向に応じた適期防除を行うことが重要である。

総合防除を推進していくために、予防や防除措置の判断の基礎となる病害虫発生予察情報を活用することが重要である。

各種発生予察情報は次のとおりである（別表１）。

（別表１）

病害虫発生予報	病害虫の発生予測及び防除情報を定期的に発表
病害虫防除技術情報	注意報を発表するほどではないが、平年より発生が多く注意が必要な場合に発表
病害虫発生予察注意報	警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表
病害虫発生予察警報	重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要が認められる場合に発表
病害虫発生予察特殊報	新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

（２）環境にやさしい総合防除の推進

持続性の高い農業生産活動の実践など、生産性の維持・向上を図りながら、生物多様性や環境への負荷の軽減に配慮した農業を推進するため、有害動植物（病害虫）や雑草が発生しにくい環境を整えながら、病害虫発生予察情報等に基づき、防除要否及びタイミングの判断を的確に行う総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の取組みを進めてきたところであり、引き続き、広

く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

この取組みをさらに進めるため、農業者は、富山県ＩＰＭ実践指標（１８作物）の記入に努める。

また、JA や農林振興センターは、農業者への富山県ＩＰＭ実践指標作成指導や本計画の防除技術（予防、判断、防除）に即した指導に努める。

（３）農薬の安全かつ適正な使用等の推進

農薬の適正使用に当たっては、安全な農産物を生産するため、農薬の登録内容を十分確認のうえ、農薬を選定し、農薬使用基準等を遵守するとともに、農薬の保管・管理等を徹底し、危被害防止や環境の保全に努める。また、農薬散布の際には、周辺住民等に対する事前の周知と近隣の作物や住宅地等への飛散防止に努めるとともに、散布記録などの栽培履歴記帳を徹底するなど、農薬の適正使用を推進する。

【県の取組み】
農薬危害防止運動（富山県の運動期間４～９月）、農薬管理指導士研修（年２回開催）、農薬取締法に基づく農薬販売店への立入検査、ゴルフ場農薬使用状況調査

３　計画期間

令和６年度から令和 10 年度までとする。なお、期間内においても病害虫の変化等により、見直しの必要が生じた場合は、随時改訂することとする。

４　総合防除を定める指定有害動植物（病害虫）

「植物防疫法施行規則第 40 条」により定められている指定有害動植物（病害虫）のうち、本県の実情に合わせて、下記の指定有害動植物（病害虫）の総合防除を定める（別表２）。

（別表２）　農林水産大臣が指定する指定有害動植物（病害虫）のうち、本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物（病害虫）

分類	作物名	指定有害動植物（病害虫）
いね	水稲	【害虫】　イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ
		【病害】　稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、縞葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌、紋枯病菌
むぎ	麦	【病害】　赤かび病菌、うどんこ病菌、さび病菌類
豆類	だいず	【害虫】　アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ
		【病害】　紫斑病菌
野菜	野菜共通	【害虫】　オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ

分類	作物名	指定有害動植物（病害虫）
野菜	いちご	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類
		【病害】 うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌
	キャベツ	【害虫】 アブラムシ類、モンシロチョウ
		【病害】 菌核病菌、黒腐病菌
	きゅうり	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類
		【病害】 うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌、べと病菌
	すいか	【害虫】 アブラムシ類
	だいこん	【害虫】 アブラムシ類
	たまねぎ	【害虫】 アザミウマ類
		【病害】 白色疫病菌、べと病菌
	トマト	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類
		【病害】 うどんこ病菌、疫病菌、すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌
	なす	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類
		【病害】 うどんこ病菌、灰色かび病菌
	にんじん	【病害】 黒葉枯病菌
	ねぎ	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ、ネギハモグリバエ
		【病害】 黒斑病菌、さび病菌、べと病菌
	ほうれんそう	【害虫】 アブラムシ類
いも類	ばれいしょ	【害虫】 アブラムシ類
		【病害】 疫病菌
果樹	果樹共通	【害虫】 果樹カメムシ類
	かき	【害虫】 アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ、ハマキムシ類
		【病害】 炭疽病菌
	なし	【害虫】 アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類
		【病害】 赤星病菌、黒星病菌、黒斑病菌
	ぶどう	【害虫】 アザミウマ類
		【病害】 晩腐病菌、灰色かび病菌、べと病菌
	もも	【害虫】 シンクイムシ類、ハダニ類
		【病害】 せん孔細菌病菌
	りんご	【害虫】 シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類
		【病害】 黒星病菌、斑点落葉病菌
花き	きく	【害虫】 アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類
		【病害】 白さび病菌

５　指定有害動植物（病害虫）の種類ごとの総合防除の内容

法律第 22 条の３第２項第２号に基づき、指定有害動植物（病害虫）のうち、県内での発生状況等を踏まえ、総合防除の内容を記載したものである。

（１）対象指定有害動植物（病害虫）ごとの総合防除（予防、判断、防除）

ア　予防（病害虫の発生しにくい環境の整備に関すること）

・作物が健全に生育する土壌環境を整備するため、土壌診断に基づく土壌改良を行い、土壌の種類に合わせた適正な施肥管理、堆肥や緑肥等の活用による土づくり、土壌の排水性改善等を行う。

・病害虫が発生しにくい生産条件を整備するため、土壌や培土の消毒、健全な種苗や抵抗性品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等を行う。

・研修会へ参加し、病害虫の基礎的知識の習得や地域の病害虫の発生動向を確認する。

イ　判断（防除要否やタイミングの判断に関すること）

・ほ場内を見回り、必要に応じたすくい取り、粘着シートやフェロモントラップ等を設置するなど、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、過去の病害虫の発生動向、作物の生育状況や気象予報、県が発表する病害虫発生予察情報等や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し、防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。

ウ　防除（多様な手法による防除に関すること）

・防除に当たっては、化学農薬の他、病害虫の発生部位の除去等の耕種的防除、粘着板の設置等の物理的防除、生物農薬等を利用した生物的防除法等、多様な防除方法を活用する。

・化学農薬または生物農薬を使用する場合には、病害虫の被害を確実に抑えるため、薬剤の効果を発揮させるよう、個々の薬剤の効果特性を理解し使用基準に従って使用する。

・化学農薬を使用する場合には、土着天敵や訪花昆虫の活動を妨げないようにするため、影響の少ない薬剤の選択に努める。

・化学農薬を使用する場合には、薬剤抵抗性・耐性の発達を防ぐため同一系統の薬剤の連続使用及び多用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行うのが望ましい。薬剤抵抗性または薬剤耐性の発達に関する知見がある薬剤については使用を避ける（耐性菌発生リスクを低減するため、日本植物病理学会殺菌剤耐性菌研究会策定の殺菌剤使用ガイドラインを遵守する）。

・農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川に流入しないようにする。

・各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌に記録する。

（２）対象指定有害動植物（病害虫）ごとの総合防除の詳細（作物ごと）

ア　いね

【一般事項】

（予防に関する措置）

・病害虫が常発する地域は、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。
・種子更新を行い、健全な種子を使用する。
・塩水選により、健全な種もみを選別する。
・種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）を徹底する。
・田植日に合わせた播種日とする。
・適正なは種量や地域に発生している病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
・有機物が含まれる培土を覆土とし、種子が隠れるように播種機を調整する。
・事前に育苗機器の整備を実施し適正温度で出芽する。
・こまめな水管理、換気による健苗育成に努める。
・病害の発生が認められた苗は速やかに処分する。
・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
・品種に応じた施肥量や適切な密度又は本数で移植する。
・補植用の取置苗は病害虫の発生源となることから早期に除去する。
・土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
・ケイ酸質資材を施用する。
・畦畔整備やあぜ塗り等により漏水を防止する。
・畦畔や農道及び休耕田の除草等を行い、病害虫の密度低下を図る。
・翌年の雑草の発生や病害虫を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
・発生予察情報、広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集する。
・病害虫の基礎的知識の習得や地域の病害虫の発生動向を確認する。

（判断、防除に関する措置）

・ほ場の巡回やスイーピングにより、病害虫の早期発見に努める。
・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合は、速やかに薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う（DMI 剤や QoI 剤の使用は年一作期１回まで）。

【指定有害動植物（病害虫）】

水稲	イネドロオイムシ
	（予防に関する措置） ・越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺や畦畔等のイネ科雑草の除草に努める。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、要防除水準を超える場合は速やかに薬剤散布を実施する。 ・地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 【要防除水準】 越冬後成虫本田侵入最盛期頭数（５月下旬）：0.5頭/10頭 産卵最盛期産卵数（６月上旬）：５卵塊/10株 幼虫加害最盛期被害葉率（目標）：20%以下
	イネミズゾウムシ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・田干しにより幼虫密度を抑えるとともに根の健全化を図る。 ・多発地帯は可能な限り田植日をそろえる。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、要防除水準を超える場合は速やかに薬剤散布を実施する。 【要防除水準】 越冬後寄生成虫の被害許容密度 育苗箱施用　本年の越冬後寄生成虫の発生密度（見込み）：0.3頭/株 本田施用　　本田発生盛期の越冬後寄生成虫：0.3頭/株
	コブノメイガ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 （判断、防除に関する措置） ・晩植田での多発や発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害葉の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	セジロウンカ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 （判断、防除に関する措置） ・直播栽培等、育苗箱処理剤を施用しない場合は、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。

水稲	ツマグロヨコバイ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・畦畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後は、幼虫の越冬場所となる刈り株をすき込む。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・直播栽培等、育苗箱処理剤を施用しない場合は、ほ場への侵入時期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	トビイロウンカ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・過繁茂にならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 （判断、防除に関する措置） ・直播栽培等、育苗箱処理剤を施用しない場合は、本害虫の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・坪枯れが確認された場合は、可能な限り収穫を早め、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
	ニカメイガ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・刈り株や稲わらで幼虫越冬するため、収穫後に秋起こしを実施する。 ・地域で発生実態を十分把握する。 （判断、防除に関する措置） ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・発生予察情報等を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、要防除水準を超える場合は、薬剤散布を実施する。 【要防除水準】 第１世代 前年第２回成虫予察灯総誘殺数　50頭 前年第２世代末被害茎率　２％ 刈株の越冬前幼虫数　1,000頭/10ａ 第１回成虫予察灯総誘殺数　100頭 さや枯最盛期被害茎率（防除時６月中～下旬）　３％ 第１世代末心枯茎率（目標）　１％以下

水稲	第２世代 第１世代末心枯茎率（７月中～下旬）　１％ 第２回成虫予察灯総誘殺数　50頭 第２世代末被害茎率（目標）　２％以下
	斑点米カメムシ類
	（予防に関する措置） ・７月上旬頃（早生の出穂２週間前まで）に畦畔、農道及び雑草地の一斉草刈りを行う。また、その後も雑草の穂が出ないように管理する。 なお、やむを得ず穂の出ている雑草を刈る場合は、本田薬剤散布の直前に行う。 ・畦畔にグランドカバープランツ等を植栽し雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイ等の除草を徹底する。 ・麦あとほ場は大豆、園芸作物、緑肥等を栽培する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報等を参考に、早生は穂揃期と傾穂期の２回、中晩生品種は穂揃期に適期を逃さず薬剤散布を実施する。 ・防除の際は、畦畔を含む水田全体に薬剤を散布する。 ・クモヘリカメムシ等大型カメムシ類が多い地域（山際等）では品種に関わらず穂揃期と傾穂期防除を実施する。 ・割籾の発生が多いと予想される場合や防除後も斑点米カメムシ類の本田侵入が認められる場合は追加防除を実施する。 ・薬剤の散布間隔は７日を目安とする。
	ヒメトビウンカ（縞葉枯病ウイルス）
	（予防に関する措置） ・畦畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに秋起こしを実施する。 ・冬季に越冬場所となる、畦畔、農道及び休耕田のイネ科雑草を除草する。 （判断、防除に関する措置） ・直播栽培等、育苗箱処理剤を施用しない場合は、発生動向に留意する。 ・発生予察情報等を参考に、ほ場の見回り等を行い、適期に薬剤散布を実施する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	フタオビコヤガ
	（予防に関する措置） ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・稲わらで蛹越冬するため、収穫後に秋起こしを実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等を行い、幼虫発生期に薬剤散布を実施する。

水稲	稲こうじ病菌
	（予防に関する措置） ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・極端な遅植えは避ける。 （判断、防除に関する措置） ・常発地や過去に多発したほ場は、予察情報等を参考に出穂10～20日前に薬剤散布を実施する。
	いもち病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・塩水選により健全な種もみを選択し、種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）を徹底する。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・種子が隠れるよう覆土をする。 ・補植用苗は発生源となることから、５月末までに抜き取り処分する。（葉いもち） （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報やBLASTAM（水稲いもち病発生予測システム）情報に基づき、ほ場の見回りを厳重にし、早期発見・早期防除の徹底に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
	ごま葉枯病菌
	（予防に関する措置） ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用し、土づくりを実施する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・稲体の活力維持を図るため、水管理に留意する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	白葉枯病菌
	（予防に関する措置） ・大雨が予想される場合、用水の取水口やほ場の水口を止め、深冠水及び深水を避ける。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・発病がみられるほ場では、稲に露があるときはほ場内に入らない。 （判断、防除に関する措置） ・ほ場の見回り等に基づき、適期（初発時）に薬剤散布を実施する。 ・常発地では、冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。

水稲	苗立枯病菌
	（予防に関する措置） ・育苗培土は、山土や加工床土を使用する。 ・育苗資材は、使用前に消毒する。 ・120g/箱程度の薄まきとし、健苗を育成する。 ・置床の排水対策を徹底し、かん水過多を避ける。 ・育苗期間中は適正な温度管理に留意する。 （判断、防除に関する措置） ・発生が認められた苗は健全な苗から隔離し、健全な苗は発生が拡大する前に可能な限り田植えを行う。 ・発生が認められた苗は健全な苗から隔離し処分する。
	ばか苗病菌
	（予防に関する措置） ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・種子の比重選を実施する。 ・種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）を徹底する。 ・育苗資材の衛生管理を徹底する。 （判断、防除に関する措置） ・育苗時に発病株が見られた場合は速やかに抜き取る。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り処分する
	もみ枯細菌病菌
	（予防に関する措置） ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・育苗培土は、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・種子の比重選を実施する。 ・種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）を徹底する。 ・催芽は蒸気式育苗器で行う。循環式催芽器を使用する場合は体系処理（①温湯と食酢、②温湯と生物農薬、③食酢と生物農薬）以外では使用しない。 ・浸種、催芽、出芽、緑化の全期間を通じて温度が高くなりすぎないよう管理する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	紋枯病菌
	（予防に関する措置） ・過繁茂にならないよう留意する。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。

水稲	（判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考にほ場の見回り等により、要防除水準を超える場合は適期に薬剤散布を実施する。 【要防除水準】 穂ばらみ期発病株率　早生：５％、コシヒカリ：15％ 【薬剤散布適期】 てんたかく：出穂14日前頃、コシヒカリ：出穂10日前頃、てんこもり：出穂７日前頃

イ　むぎ

【一般事項】

（予防に関する措置）

・種子の更新を行い、健全な種子を使用する。
・種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）を徹底する。
・土壌条件に応じた石灰質資材を施用し、土壌ｐH6.0～6.5へ矯正する。
・基準基肥量を遵守し、窒素過多を避ける。
・除草剤を使用し、雑草の発生を抑制する。
・排水対策を徹底し、多湿に起因する病害の発生を防止する。
・化学農薬を使用する場合は、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
・発生予察情報、広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集する。
・病害虫の基礎的知識の習得や地域の病害虫の発生動向を確認する。

（判断、防除に関する措置）

・ほ場の巡回により、病害虫の早期発見に努める。
・穂揃期を予想し防除日を設定する。
・降雨が続く場合でも晴れ間をみて適期防除を実施する。
・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合は、速やかに薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う（DMI剤やQoI剤の使用は年一作期１回まで）。

【指定有害動植物（病害虫）】

麦	赤かび病菌
	（予防に関する措置） ・種子更新を実施し、健全な種子を使用する。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により生育を確認し、開花始め（穂揃期）とその７日後の２回防除を実施する。 ・可能な限り液剤による防除を徹底する。 ・降雨が続く場合でも晴れ間をみて、適期に薬剤散布を実施する。
	うどんこ病菌
	（予防に関する措置） ・播種時期は10月上旬を基本とする。 ・播種時期に応じた適正播種量を厳守する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により発生量を確認し、適期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
	さび病菌
	（予防に関する措置） ・多発ほ場では連作をしない。 ・早まきを避ける。 ・窒素過多や晩期の追肥を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により発生量を確認し、適期に薬剤散布を実施する。

ウ　豆類

【一般事項】

（予防に関する措置）

・種子更新を行い、健全な種子を使用する。

・種子消毒を徹底する。

・連作は行わない。土壌伝染性病害が発生したほ場は、大豆作付間隔を延長する。

・排水対策を徹底する。

・土壌条件に応じた石灰質資材を施用し、土壌ｐH6.0～6.5へ矯正する。

・ほ場内及びその周辺の雑草防除を徹底する。
・堆肥等有機物を施用する際は、タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を使用する。
・基肥窒素基準量を超える過剰施肥は避け、土壌診断に基づく適正な基肥を施用する。
・品種、播種時期に応じた適正栽植本数を確保する。
・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に２回行う。
・化学農薬を使用する場合は、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
・発生予察情報、広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集する。
・病害虫の基礎的知識の習得や地域の病害虫の発生動向を確認する。

（判断、防除に関する措置）
・ほ場の巡回や払落しにより、病害虫の早期発見に努める。
・土壌伝染性病害やウイルス病は、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
・除草剤の使用に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。
・土壌伝染性病害のまん延を防ぐため、機械作業は発病していないほ場から作業を開始し、作業後は機械を洗浄する。
・開花期を予想し防除日を設定する。
・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し、防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合は、速やかに薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う（DMI 剤や QoI 剤の使用は年一作期１回まで）。

【指定有害動植物（病害虫）】

だいず	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の除草等を行い、本害虫によるウイルス病の予防を図る。 ・適用のある種子処理剤を使用する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
	吸実性カメムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。

だいず	・成虫侵入期の８月中旬頃（莢伸長期）と成虫侵入盛期から２週間後の８月下旬（子実肥大期）の２回防除を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により発生量を確認し、薬剤散布を含めた適期防除を実施する。 ・９月上旬（発生最盛期）に大豆の条間1.8m間の払い落とし虫数が２頭以上みられる場合は追加防除を実施する。 ・同一系統の薬剤の連続使用は避け、莢や茎葉に薬剤が十分かかるように散布する。
	フタスジヒメハムシ
	（予防に関する措置） ・適用のある種子処理剤を使用する。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により発生量を確認し、薬剤散布を含めた適期防除を実施する。
	マメシンクイガ
	（予防に関する措置） ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により発生量を確認し、薬剤散布を含めた適期防除を実施する。
	紫斑病菌
	（予防に関する措置） ・種子更新を行い、健全な種子を使用する。 ・適用のある種子消毒剤を使用する。 ・成熟期を迎えたほ場から速やかに収穫及び乾燥作業を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場巡回等により生育時期を確認し、開花期後２～４週間に２回の防除を実施する。 ・同一系統の薬剤の連続使用は避け、莢や茎葉に薬剤が十分かかるように散布する。

エ　野菜

【一般事項】

（予防に関する措置）

・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。

・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
・健全な種苗を使用する。
・病害虫の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は耐病性が高い品種を選択する（台木を含む）。
・育苗は、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
・健全な育苗のために、適正なは種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
・ほ場には、健全な苗のみを定植する。
・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への病害虫の侵入を防止する。
・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする病害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、害虫の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
・施設栽培においては、ＬＥＤライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、病害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
・土壌伝染性の病害や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。
・土壌からの病害の伝染防止と雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
・土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。また、雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
・病害の伝染を防止するため、管理作業に使用する鋏、手袋等をこまめに消毒する。
・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌ｐＨの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。
・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の害虫の発生密度抑制を図る。
・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。
・栽培終了後の作物残さは、次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。

（判断、防除に関する措置）

・ほ場の巡回により、病害虫の早期発見に努める。

・ウイルス病、細菌病など回復が困難な病害による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。

・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し、防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。

・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合は、速やかに薬剤散布を実施する。

・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。

・防除には生物農薬の活用も検討する。

・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

【指定有害動植物（病害虫）】

<table>
<tr><td rowspan="4">野菜共通（対象植物を定めないもの）</td><td>オオタバコガ</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。
・交信かく乱剤を使用する。
・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。
（判断、防除に関する措置）
・寄生果を見つけ次第、除去する。
・生物農薬を活用する。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を実施する。
・作物残さを適切に処分する。</td></tr>
<tr><td>コナガ</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。</td></tr>
</table>

野菜共通（対象植物を定めないもの）	・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	シロイチモジヨトウ
	（予防に関する措置） ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	ハスモンヨトウ
	（予防に関する措置） ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。

<table>
<tr><td rowspan="3">野菜共通（対象植物を定めないもの）</td><td>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。
・作物残さを適切に処分する。</td></tr>
<tr><td>ヨトウガ</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。
・交信かく乱剤を使用する。
・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。
（判断、防除に関する措置）
・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。
・生物農薬を活用する。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を実施する。
・作物残さを適切に処分する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">いちご</td><td>アザミウマ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。
・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。
（判断、防除に関する措置）
・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。</td></tr>
</table>

いちご	・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌
	（予防に関する措置） ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。

いちご	（判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・紫外線（ＵＶ－Ｂ）ライトを活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	炭疽病菌
	（予防に関する措置） ・窒素過多を避ける。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 （判断、防除に関する措置） ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
	灰色かび病菌
	（予防に関する措置） ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。 ・マルチ等の敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 （判断、防除に関する措置） ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
キャベツ	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・育苗ハウスを防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。

キャベツ	（判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	モンシロチョウ
	（予防に関する措置） ・育苗ハウスを防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	菌核病菌
	（予防に関する措置） ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 （判断、防除に関する措置） ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布を実施する。 ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黒腐病菌
	（予防に関する措置） ・種子消毒を行う。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・害虫の食害痕からの本病害の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。 （判断、防除に関する措置） ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。

<table>
<tr><td>キャベツ</td><td>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布を実施する。
・降雨が予想される場合や強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">きゅうり</td><td>アザミウマ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培においては、防虫ネット、非散布型ふ化・増殖阻害剤、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。
・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。
（判断、防除に関する措置）
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
・作物残さを適切に処分する。</td></tr>
<tr><td>アブラムシ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・無寄生苗を使用する。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。
・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
（判断、防除に関する措置）
・生物農薬を活用する。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</td></tr>
<tr><td>コナジラミ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・無寄生苗を使用する。
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</td></tr>
</table>

きゅうり	（判断、防除に関する措置） ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	褐斑病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。

きゅうり	・作付け前に支柱や誘引具等の農業用資材を消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病菌
	（予防に関する措置） ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・作付け前に支柱や誘引具等の農業用資材を消毒する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病害の跳ね返りを防止する。 ・窒素過多を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・多雨時に発病が多いことから、発生予察情報等を参考に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病菌
	（予防に関する措置） ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするため、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防曇・流滴性フィルムを活用する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	斑点細菌病菌
	（予防に関する措置） ・土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・鋏等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・健全な種子を使用する。 ・窒素過多を避ける。

きゅうり	・マルチの敷設により、地表面からの本病害の跳ね返りを防止する。 ・発病ほ場では、ほ場にかん水した後、透明のポリマルチ被覆による太陽熱消毒も活用する。 ・うり科作物との輪作を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	べと病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な苗を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・露地栽培では、雨よけを行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
すいか	アブラムシ類 （予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープを設置する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

だいこん	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
たまねぎ	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	白色疫病菌
	（予防に関する措置） ・被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・１年から２年間の輪作を行う。 ・定植（移植）の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 （判断、防除に関する措置） ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・本病害は水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布を実施する。
	べと病菌
	（予防に関する措置） ・越年発病株を速やかに取り除く。 ・明暗きょにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・発生状況に応じて、苗床の土壌消毒を実施する。 ・苗床の発病株を適切に処分する。 ・前作での発病程度に応じて、連作を回避し（ほ場をローテーションする）、又はほ場での夏季の湛水処理を実施する。

たまねぎ	（判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布を実施する。 ・ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。
トマト	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

トマト	コナジラミ類
	（予防に関する措置） ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、非散布型ふ化・増殖阻害剤、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌
	（予防に関する措置） ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
	疫病菌
	（予防に関する措置） ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。

トマト	（判断、防除に関する措置） ・窒素過多を避ける。 ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	すすかび病菌
	（予防に関する措置） ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 （判断、防除に関する措置） ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病菌
	（予防に関する措置） ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病害の伝染を防止する。 ・幼果に残った花弁又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	葉かび病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。

<table>
<tr><td>トマト</td><td>・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。
・風通しを良くするために、密植を避ける。
・窒素過多及び肥料切れを避ける。
・過度のかん水及び密植を避ける。
・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。
・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。
（判断、防除に関する措置）
・生物農薬を活用する。
・発病茎葉は本病害の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">なす</td><td>アザミウマ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。
（判断、防除に関する措置）
・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
・生物農薬を活用する。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</td></tr>
<tr><td>アブラムシ類</td></tr>
<tr><td>（予防に関する措置）
・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。
・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。
・土着天敵の保護及び活用のため、障壁作物を栽培する。
（判断、防除に関する措置）
・生物農薬を活用する。
・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
・薬剤散布を行う場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤や、選択性のある薬剤を使用し、土着天敵を保護する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</td></tr>
</table>

なす	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌
	（予防に関する措置） ・風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
	灰色かび病菌
	（予防に関する措置） ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 （判断、防除に関する措置） ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
にんじん	黒葉枯病菌
	（予防に関する措置） ・健全な種子を使用する。 ・連作を避ける。 ・多湿とならないよう、ほ場の排水を良好に保つ。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、かん水により乾燥を防ぐ。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。

にんじん	（判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ねぎ	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培ではシルバーマルチによる被覆を、施設栽培では防虫ネットによる被覆を行う。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ（青ねぎ）。 （判断、防除に関する措置） ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・育苗期間中に、防虫ネット、べたがけ資材等により被覆する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ネギコガ
	（予防に関する措置） ・幼虫は葉内を加害することから、施設栽培や青ねぎでは防虫ネット等の活用により、葉内への潜入防止に努める。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。

ねぎ	ネギハモグリバエ
	（予防に関する措置） ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネット、寒冷紗等により被覆する。 ・施設栽培では、本害虫の施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 （判断、防除に関する措置） ・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。 ・施設栽培では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。 ・被害葉及び作物残さは本害虫の発生源となることから、速やかに適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	黒斑病菌
	（予防に関する措置） ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	さび病菌
	（予防に関する措置） ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・窒素過多を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	べと病菌
	（予防に関する措置） ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良好に保つ。 （判断、防除に関する措置） ・発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。

ほうれんそう	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

オ　いも類

【一般事項】

（予防に関する措置）

・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。

（判断、防除に関する措置）

・ほ場の巡回により、病害虫の早期発見に努める。
・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・防除が必要と判断された場合は、速やかに薬剤散布を実施する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

【指定有害動植物（病害虫）】

ばれいしょ	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） ・ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。

ばれいしょ	・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	疫病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いもを使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・適正な施肥管理を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。

オ　果　樹

【一般事項】

（予防に関する措置）

・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。

・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫及び土着天敵を把握する。

・休眠期の間伐、縮伐、整枝又はせん定及び生育期間中の主枝及び亜主枝上の不要な発育枝の切除等により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。

・樹勢や根の活性を良好に保ち、病害の発生しにくい樹体とするため、園地の排水性を良好にし、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。

・胴腐らん病の早期発見及び次期作における害虫の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施するとともに、削りくずは、集めて適切に処分する。

・越冬する害虫の抑制のため、産卵又は越冬できる環境（バンド巻き）を作り出し、集まった害虫を処分する。

・次期作における病害虫の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。

・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。

・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。

・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。

（判断、防除に関する措置）
・ほ場の巡回により、病害虫の早期発見に努める。
・病害虫の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し、防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、速やかに薬剤散布を実施する。
・病害に対して薬剤散布予定日に降雨が予想される場合には、降雨前の散布を徹底する。
・これまで使用してきた薬剤の効果が低下した場合には、薬剤感受性低下（薬剤抵抗性）について確認し、必要に応じて別の薬剤を選択する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う（DMI 剤や QoI 剤の使用は一作期一回まで。ただしりんご、日本なし、ももは、SDHI 剤を含め各二回まで）。

【指定有害動植物（病害虫）】

果樹共通（対象植物を定めないもの）	果樹カメムシ類
	（予防に関する措置） ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 ・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 （判断、防除に関する措置） ・本害虫の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布を実施する。 ・防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。
かき	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。なお、樹冠専有面積が大きいと効果がなくなることに留意する。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。

かき	・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類
	（予防に関する措置） ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・気門封鎖剤を散布する前の冬季に、粗皮削りを行う。 （判断、防除に関する措置） ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。
	カキノヘタムシガ
	（予防に関する措置） ・冬季に粗皮削りを行う。 （判断、防除に関する措置） ・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布を実施する。
	ハマキムシ類
	（予防に関する措置） ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病菌
	（予防に関する措置） ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。

かき	・カメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類の防除に努める。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣による防風対策を実施する。 ・窒素過多を避け、枝梢の充実を図る。 ・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・台風等による強風雨の後には、薬剤散布を実施する。
なし	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類
	（予防に関する措置） ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・気門封鎖剤を散布する前の冬季に、粗皮削り（擦り落とし）を行う。 （判断、防除に関する措置） ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する
	シンクイムシ類
	（予防に関する措置） ・不要な徒長的な発育枝は寄生場所になることから、切除する。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で設置することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施する。 ・受粉樹に残っている果実は、発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。

なし	・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） （判断、防除に関する措置） ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・冬季に機械油乳剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハマキムシ類
	（予防に関する措置） ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で設置することで効果が高まる。 ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布を実施する。
	赤星病菌
	（予防に関する措置） ・園地内及びその周辺へのびゃくしん類の栽植を避ける。 ・袋掛けを実施する。 （判断、防除に関する措置） ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	黒星病菌
	（予防に関する措置） ・園地外への持出し、粉砕及び耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。

なし	・袋掛けを実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、園地外への持出し、粉砕及び耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。
	黒斑病菌
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・越冬菌密度を少なくするため、園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 （判断、防除に関する措置） ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
ぶどう	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。 ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。

ぶどう	・早期の袋掛けを行う。 ・不要な副梢を速やかにせん定し、処分する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	晩腐病菌
	（予防に関する措置） ・窒素過多を避ける。 ・雨よけ施設の導入を検討する。 ・枝に残っている穂軸、巻きひげ、結果母枝の枯死部分等の除去を徹底し、越冬伝染源の低下を図る。 ・露地栽培では梅雨入り前までに傘掛けを行う。 ・袋掛けを行う際には、雨水の流入を防ぐため、口をしっかりと締める。 （判断、防除に関する措置） ・園地の見回りにより、発病果粒や発病葉、発病花穂を見つけ次第除去する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・発生源となることから、二番成り果房を除去し、適切に処分する。 ・発芽前の休眠期の薬剤散布を実施するとともに、開花直前から小豆大の生育期の薬剤散布を実施する。
	灰色かび病菌
	（予防に関する措置） ・園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。 ・損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。 ・摘粒時にはさみで果粒を傷つけないように注意し、摘果した果粒を適切に処分する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による罹病部の早期発見に努める。 ・発病葉や発病果を速やかに除去し、園地外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	べと病菌
	（予防に関する措置） ・窒素過多を避ける。 ・降雨が多い地域や常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。

ぶどう	・園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。 ・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・発生抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
もも	シンクイムシ類
	（予防に関する措置） ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから切除する。 ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で設置することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施するとともに、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・もも園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） （判断、防除に関する措置） ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

もも	せん孔細菌病菌
	（予防に関する措置） ・被害の大きい地域や園地では、防風ネット、防風樹等による防風対策の実施や、雨よけ施設の導入を行う。 ・園地内の排水を良好に保つ。 ・樹勢を健全に保つ。 ・多発地域では、作期を考慮した発生の少ない品種へ改植する。 ・発生源となる春型枝病斑の徹底した切除を実施する。なお、春型枝病斑の発生が疑われる枝についても、切除を実施する。 ・春型枝病斑は長期間にわたって発生することから、病斑の切除は複数回実施する。また、特に樹冠上部の病斑の有無に留意する。 ・地域全体で予防に関する措置を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
りんご	シンクイムシ類
	（予防に関する措置） ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で設置することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施する。 ・受粉樹に残っている果実は発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・りんご園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） （判断、防除に関する措置） ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・越冬量が多い年は、冬季に機械油乳剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・天敵農薬を活用する。

りんご	・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハマキムシ類
	（予防に関する措置） ・主枝及び亜主枝上の不要な発育枝や、根際から出る枝を随時切除する。 ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で設置することで効果が高まる。 ・摘花作業時に、被害花そうを摘み取り処分する。 ・秋季には果実に接触している葉を摘み取る。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布を実施する。 ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・越冬伝染源の密度を低くするため、秋季防除を確実に実施する。
	黒星病菌
	（予防に関する措置） ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・薬剤耐性菌が発生している地域から苗木を導入する場合には、病徴のない健全な苗木であることを確認する。 （判断、防除に関する措置） ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・重要防除時期（発芽後から落花後まで）の薬剤散布を実施する。暖冬により生育が早まると見込まれる場合には、防除適期を逸しないよう留意する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	斑点落葉病菌
	（予防に関する措置） ・不要な発育枝をせん除する。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 （判断、防除に関する措置） ・樹上部の徒長枝に多発している場合には、速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。

りんご	・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

キ　花　き

【一般事項】

（予防に関する措置）

・作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。
・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
・病害虫に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。
・健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、病害虫の発生の有無を確認することが望ましい。
・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土及び資材を用いる。
・育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。
・性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への害虫の侵入を防止する。
・必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。
・土壌伝染性の病害や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び害虫（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む）を行う。
・ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において病害が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。
・越年株等は病害虫の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を行う。

（判断、防除に関する措置）

・ほ場の巡回により、病害虫の早期発見に努める。
・生育初期において病害の多発生が予測される場合は、予防効果のある薬剤散布を実施する。
・発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な病害虫の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。

・県が発表する病害虫発生予察情報や広報誌、特報及びホームページ等で地域の情報を収集し防除の要否及び適切な農薬の選定、防除時期を判断する。
・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布を実施する。
・防除には生物農薬の活用も検討する。
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

【指定有害動植物（病害虫）】

き く	アザミウマ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への侵入を防止するため、施設栽培では開口部を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。 ・施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への侵入を防止するため、施設栽培では開口部を防虫ネットにより被覆する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

き く	ハダニ類
	（予防に関する措置） ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・親株の防除を実施するとともに、穂木の薬剤浸漬処理を行うなど、苗を介したほ場への持込みを防止する。 ・施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、７日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、浸透移行性薬剤や深達性薬剤を活用し、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	白さび病菌
	（予防に関する措置） ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・病害抵抗性を誘導する薬剤を使用する。病害抵抗性に留意して、薬剤を選定・ローテーションする。 ・株元へのかん水を実施する。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。 ・薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

６　異常発生時の指定有害動植物（病害虫）防除の内容及び実施体制

法律第 22 条の３第２項第３号に基づき、法律第 24 条第１項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制を以下のとおり定める。

（１）異常発生時の措置の内容

異常発生時においては、平時の防除内容に関わらず、組織的に、指定有害動植物（病害虫）の急激なまん延を防止する必要がある。

このことから、県は、農林水産大臣が異常発生時防除に関する措置を指示した場合に、速やかに異常発生時防除を実施できるよう、措置の内容について定める。

ア　早期収穫する。

イ　被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。

ウ　化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

エ　次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草防除、土壌消毒等)や健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

（２）実施体制

異常発生時においては、県関係機関、市町村及び農業関係団体は、以下の役割のもと、連携を図る。

ア　県

（ア）農業技術課

・農林水産大臣から異常発生時防除に係る指示を受けた後、部内関係各課、市町村、農業関係団体等のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定・情報共有を図る。

・県関係機関・市町村・農業関係団体に対する区域、期間、防除方法を通知する。

・病害虫の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示する。

（イ）広域普及指導センター

・農業者及び農業者団体に対する防除方法の指導を行う。

（ウ）農林振興センター

・市町村や農業関係団体と連携を図り、管内の指定有害動植物（病害虫）の発生状況の把握に努めるとともに、管内農業者等に対する防除指導を行う。

（エ）農林水産総合技術センター（農業研究所・園芸研究所・果樹研究センター）

・県内全域の指定有害動植物（病害虫）の発生状況の把握に努めるとともに、県内農業者等に対する防除対策の周知と防除指導を行う。

・県関係機関等が行う指定有害動植物（病害虫）の防除指導について、助言を行う。

イ　市町村

・農業者に対する防除対策の期間や防除方法の周知等に協力する。

ウ　農業関係団体（富山県農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会富山県本部・農業協同組合・富山県農業共済組合・富山県農薬卸商協会）

・県等と連携し、指定有害動植物（病害虫）の発生状況調査及び農業者等に対する防除

方法の周知や防除方法の指導を行うとともに、防除対策に必要な資材の確保等に努める。

エ　農業者

・指定有害動植物（病害虫）の異常発生時防除の指導を受けた場合、指導内容に基づいて防除対策を実施する。

7　平常時の指定有害動植物（病害虫）防除の内容及び実施体制

法律第 22 条の３第２項第４号に基づき、平常時の指定有害動植物（病害虫）の防除の実施体制を以下のとおり定める。

（１）実施体制

県、市町村、農業関係団体、病害虫防除員、農業者は、以下の役割のもと、連携を図る。

（２）県、市町村、農業関係団体、病害虫防除員、農業者との連携

ア　県

（ア）農業技術課

・効果的な指定有害動植物（病害虫）の防除を推進するため、県関係機関等と情報共有する。

（イ）広域普及指導センター

・農業者及び農業者団体に対する防除方法の指導を行う。

（ウ）農林振興センター

・農業関係団体と連携し、指定有害動植物（病害虫）のまん延を防止するために、地域ごとの振興品目について、指定有害動植物（病害虫）に対する防除暦を適宜見直す。

・県から得られた情報等に基づき、適宜研修会の開催等を通じて、農業者等の防除技術向上に関する情報提供や防除指導する。

（エ）農林水産総合技術センター（農業研究所・園芸研究所・果樹研究センター）

・県内の指定有害動植物（病害虫）の発生状況を把握するため、発生予察に基づき発出された予察情報等を速やかにホームページ等で周知を行う。

・また、有効な防除技術の確立に向けて、指定有害動植物（病害虫）に係る新たな防除方法を研究し、現地で活用できる技術開発を行う。さらに、国や近隣県、研究機関等から指定有害動植物（病害虫）の防除に係る最新の知見等の情報収集に努める。

イ　市町村

・県等と連携し効果的な指定有害動植物（病害虫）の防除の推進に協力する。

ウ　農業関係団体（富山県農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会富山県本部・農業協同組合・富山県農業共済組合・富山県農薬卸商協会）

・県等と連携し、効果的な指定有害動植物（病害虫）の防除に協力するとともに、適宜、農業者への防除指導・助言を行う。

エ　病害虫防除員

・地域の代表的な作物における指定有害動植物（病害虫）の発生状況を調査し、農業研究所病理昆虫課に報告する。また、研修会等に参加し、病害虫防除に関する情報の収集に努め、知り得た情報を地域に周知する。

オ　農業者

・県や農業関係団体より、指定有害動植物（病害虫）の防除の指導を受けた場合は、各ほ場や地域からの指定有害動植物（病害虫）のまん延防止に向けて、指導内容に基づく防除対策を実施する。また、指定有害動植物（病害虫）の防除に関する研修会の開催等が催された場合は、積極的に参加し防除技術の研鑽に努める。

・実践した防除技術について、富山県ＩＰＭ実践指標（18 作物）の記入に努める。